



第46回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月21日（金曜日）午前10時

場所

千葉県千葉市中央区東千葉2丁目8番15号
株式会社ファミリー本社（3階）会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

株主総会にご出席される株主様とそうでない株主様との公平性を勘案し、昨年よりご出席株主様へのお土産の配布はとりやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

株式会社 **ファミリー**

証券コード 8298

目次

(ページ)

第46回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------------	---

提供書面

事業報告	2
1. 会社の現況に関する事項	2
2. 会社の株式に関する事項	8
3. 新株予約権等の状況	8
4. 会社役員の状況	9
5. 会計監査人の状況	11
6. 業務の適正を確保するための体制	12
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	14
8. 株式会社の支配に関する基本方針	14
計算書類	15
貸借対照表	15
損益計算書	16
株主資本等変動計算書	17
個別注記表	18
計算書類に係る会計監査報告	27
監査役会の監査報告	28

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	30
第2号議案 定款一部変更の件	30
第3号議案 取締役5名選任の件	32
第4号議案 監査役1名選任の件	34

証券コード 8298
2019年6月6日

株 主 各 位

千葉県千葉市中央区東千葉2丁目8番15号

株式会社ファミリー

代表取締役社長 湯 浅 茂 弘

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市中央区東千葉2丁目8番15号
株式会社ファミリー本社（3階）会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第46期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.cardealerfamily.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績が好調に推移するとともに、雇用、所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が続きました。その一方で台風や地震といった自然災害による影響等から消費マインドは弱含みで推移し、また米中貿易摩擦を始めとする通商問題の動向、英国のEU離脱などの影響から景気の回復は限定的となりました。

2018年度の国内新車販売台数は、前期比1.2%増の525万9,509台となり3年連続で前年度実績を上回りました。普通・小型自動車については、333万6,590台と若干減少しましたが、好調な軽自動車が前期比3.4%増の192万2,919台となったことが要因です。

外国メーカー車の新車販売台数は、クリーンディーゼル（DE）車やSUVの販売が好調であったことから、前期比1.2%増の30万7,682台と増加し、普通・小型自動車に占める外国メーカー車の割合は過去最高の9.2%となりました。

このような状況下、当社では欧米10ブランドを取り扱うことができるメリットを最大限発揮し、お客様に最適なお車を提供できるように努めるとともに、不動産事業、発電事業による多角化経営により安定的な収益確保に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高143億75百万円（前期比3.7%増）、営業利益7億98百万円（前期比6.6%増）、経常利益7億96百万円（前期比5.6%増）、当期純利益は5億23百万円（前期比0.9%増）となりました。

事業のセグメント別の状況は下記のとおりです。

#### (車両販売関連事業)

車両販売関連事業におきましては、既存お客様の代替え促進を強化し、ショッピングモール、アウトレット等での出張展示販売会を増やすなど積極的な販売に注力しました。当事業年度の販売はポルシェ等の高価格モデルは順調に推移しましたが、新型ジープ・ラングラーについては、需要に見合うメーカーからの車両の供給が間に合わず、67台の登録が次期にずれ込みました。またアウディ、ポルシェの一部車種が出荷停止により、これも登録が次期にずれ込みました。

また、メーカー新CIへの対応のためジープ 柏、ジープ船橋、プジョー 柏、ポルシェセンター 柏認定中古車ギャラリー、フィアット・アバルト千葉、アルファ ロメオ千葉の6店舗を改装したことによる営業日数の減少したことも影響し、全体の販売台数は前年度より0.7%減少しました。

この結果、売上高は、140億18百万円（前期比3.0%増）となったものの、広告宣伝費等の事業に係る費用が増加したことからセグメント利益は5億67百万円（前期比4.6%減）となりました。

（不動産事業）

不動産事業におきましては、本社、西船橋、市川、成田各店の階上賃貸マンションにおいて、入居率の維持・向上に努めた結果、安定的な賃貸収入が計上できました。さらに2018年4月に京成成田駅前にオープンいたしましたビジネスホテルからの賃貸収入も順調に推移した結果、売上高は2億69百万円（前期比67.7%増）、セグメント利益は1億81百万円（前期比68.2%増）となりました。

（発電事業）

発電事業におきましては、成田太陽光発電所が順調に稼働したものの天候不順の影響もあり、売上高は87百万円（前期比2.5%減）となったものの、事業に係る費用が減少したことからセグメント利益は49百万円（前期比6.6%増）となりました。

なお、品目別の販売実績は以下のとおりであります。

| 事業部門の名称  |       | 台数(台) | 金額(百万円) | 構成比(%) |
|----------|-------|-------|---------|--------|
| 車両販売関連事業 | 新車    | 1,622 | 8,472   | 58.9   |
|          | 中古車   | 1,207 | 2,599   | 18.1   |
|          | 車両その他 | －     | 165     | 1.2    |
|          | 車両整備  | －     | 2,259   | 15.7   |
|          | 受取手数料 | －     | 522     | 3.6    |
|          | 小計    | 2,829 | 14,018  | 97.5   |
| 不動産事業    |       | －     | 269     | 1.9    |
| 発電事業     |       | －     | 87      | 0.6    |
| 合計       |       | 2,829 | 14,375  | 100.0  |

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は2億48百万円であります。その主なものは、車両販売関連事業のレンタカー取得費用1億18百万円、ジープ柏、ジープ船橋、プジョー柏、ポルシェセンター柏認定中古車センターの改装設備費用1億16百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、設備投資その他の所要資金として、金融機関より短期借入金2億円、長期借入金として5億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分            | 第43期<br>(2016年3月期) | 第44期<br>(2017年3月期) | 第45期<br>(2018年3月期) | 第46期<br>(当事業年度)<br>(2019年3月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)      | 12,938             | 14,083             | 13,862             | 14,375                        |
| 経常利益 (百万円)     | 655                | 694                | 754                | 796                           |
| 当期純利益 (百万円)    | 397                | 395                | 518                | 523                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 70.97              | 70.53              | 92.60              | 93.42                         |
| 純資産 (百万円)      | 5,285              | 5,648              | 6,118              | 6,573                         |
| 総資産 (百万円)      | 10,813             | 11,697             | 12,440             | 12,484                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 943.15             | 1,007.86           | 1,091.79           | 1,172.98                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第46期(当事業年度)については、前項①「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

少子高齢化、人口減少、自動車に対する嗜好の変化から若年層の自動車離れという構造的な問題に加え、つながる車、自動運転、カーシェア、電気自動車などによって、自動車業界に訪れている「100年に1度の変革期」が、輸入車ディーラー経営に大きな影響を与えています。このような状況下、当社では今まで以上に費用対効果をよく見極めた投資と安定的な収益確保に努めていくことが重要と考えております。

その対応のため、当社では以下の項目に積極的に取り組んでまいります。

##### ① 車両販売関連事業

少子高齢化、人口減少、若年層の自動車離れという構造的な問題による自動車市場の縮小、国産車を含めた同業他社との競争激化に対応していくためには、既納客様の囲い込みだけでは十分でなく、他ブランドからの乗り換え、新規のお客様を獲得していかなければなりません。当社では、各メーカー新C1に合致したショールームの増改装を行いつつ、複数ブランドの車種を取り扱っているメリットを最大限に発揮し、お客様のニーズとライフサイクルに応じた提案活動によりお客様に最適なお車を提供できるように努めてまいります。

また、アフターサービスによる収益確保に加え、保険・ローン・コーティング等の周辺事業にも積極的に取り組み、収益拡大に努めてまいります。つながる車、自動運転、カーシェア、電気自動車等の技術革新により、多種多彩な車が発売されるのに伴い、店舗改装等に多額の投資が必要となっておりますが、当社としては、費用対効果を十分に見極め、適切な投資を行ってまいります。

##### ② 多角化経営

当社では、営業の柱である車両販売関連事業に加え、不動産事業、発電事業の展開により安定的な収益を確保しております。

不動産事業におきましては、本社・西船橋・市川・成田各店階上の賃貸マンション、京成成田駅前のビジネスホテル、白井工場内賃貸事務所及び駐車場からの賃貸収入、旧野田店跡地をスーパーマーケット運営会社に賃貸している地代収入が安定的に確保されています。今後とも引き続き、多角化経営による収益確保に努めてまいります。

##### ③ 人材の育成、環境整備

自動車市場の縮小、インターネットをはじめとした情報入手の手段の多様化など変革期にある自動車業界を生き抜いていくためには、新しい視点を持った優秀な人材の確保が必要と考えています。新卒採用活動には、今まで以上に力を注ぎ、毎年10名程度の新卒社員の採用を継続していくとともに社員個々の能力、専門性向上のための社員教育にもさらに力を入れ、業績向上に努めてまいります。

また、社員個々の能力を最大限発揮できる環境整備と仕組みづくりにも力を入れ、社員満足度も高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社は、千葉県を主な販売区域とし、欧米10ブランドの正規ディーラーとして新車、中古車、部品・用品の仕入・販売、及び、自動車の修理を行っております。また、自動車のレンタル業、損害保険等の保険代理業務を行っているほか、不動産事業としてマンション、ビジネスホテル等の賃貸を行っております。さらに発電事業として太陽光発電所を所有し売電を行っております。

(6) 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

| 事業所                        | 所在地     | 事業所              | 所在地     |
|----------------------------|---------|------------------|---------|
| 本 社                        | 千葉県千葉市  | プジョー柏            | 千葉県柏市   |
| ポルシェセンター千葉                 | 千葉県千葉市  | プジョー船橋           | 千葉県船橋市  |
| ポルシェセンター柏<br>及び認定中古車ギャラリー  | 千葉県柏市   | プジョー成田サービスポイント   | 千葉県成田市  |
| ポルシェセンター市川<br>及び認定中古車ギャラリー | 千葉県市川市  | プジョー千葉中央サービスポイント | 千葉県千葉市  |
| アウディ柏                      | 千葉県流山市  | ジャガー千葉中央         | 千葉県千葉市  |
| フォルクスワーゲン柏                 | 千葉県柏市   | ランドローバー千葉中央      | 千葉県千葉市  |
| フォルクスワーゲン木更津               | 千葉県木更津市 | 松戸中古車センター        | 千葉県松戸市  |
| フォルクスワーゲン松戸<br>サテライトサービス   | 千葉県松戸市  | 白井板金・塗装工場        | 千葉県白井市  |
| フォルクスワーゲン習志野<br>サテライトサービス  | 千葉県船橋市  | オリックスレンタカー東千葉    | 千葉県千葉市  |
| フィアット/アバルト千葉               | 千葉県千葉市  | オリックスレンタカー津田沼    | 千葉県習志野市 |
| フィアット/アバルト習志野              | 千葉県船橋市  | オリックスレンタカー木更津    | 千葉県木更津市 |
| フィアット/アバルト成田               | 千葉県成田市  | オリックスレンタカー成田赤坂   | 千葉県成田市  |
| フィアット指定サービス工場 船橋東          | 千葉県船橋市  | ( 発 電 事 業 )      |         |
| アルファ ロメオ習志野                | 千葉県船橋市  | 成田太陽光発電所         | 千葉県成田市  |
| アルファ ロメオ成田                 | 千葉県成田市  | ( 不 動 産 事 業 )    |         |
| アルファ ロメオ指定サービス工場 千葉        | 千葉県千葉市  | 白井工場内賃貸事務所及び駐車場  | 千葉県白井市  |
| アルファ ロメオ指定サービス工場 船橋東       | 千葉県船橋市  | センターホテル成田2・R51   | 千葉県成田市  |
| ジープ柏                       | 千葉県流山市  | スーパーマーケット賃貸用地    | 千葉県野田市  |
| ジープ千葉                      | 千葉県千葉市  | グランヴィラファミリエ      | 千葉県千葉市  |
| ジープ成田                      | 千葉県成田市  | グランヴィラ西船橋        | 千葉県船橋市  |
| ジープ船橋                      | 千葉県船橋市  | グランヴィラ市川         | 千葉県市川市  |
| ジープ指定サービス工場 習志野            | 千葉県船橋市  | グランヴィラ成田赤坂       | 千葉県成田市  |

## (7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

| 従業員数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 143 (33) 名 | 3名減 (-)   | 39.6歳 | 10.9年  |

| セグメントの名称 | 従業員数       | 前事業年度末比増減 |
|----------|------------|-----------|
| 車両販売関連事業 | 129 (31) 名 | 6名減 (-)   |
| 不動産事業    | - (-) 名    | - (-)     |
| 発電事業     | - (1) 名    | - (-)     |
| 報告セグメント計 | 129 (32) 名 | 6名減 (-)   |
| 全社 (共通)  | 14 (1) 名   | 3名増 (-)   |
| 合計       | 143 (33) 名 | 3名減 (-)   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト、嘱託社員) は年間平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社千葉銀行     | 1,670百万円 |
| 株式会社千葉興業銀行   | 988      |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 706      |
| 株式会社京葉銀行     | 535      |
| 株式会社みずほ銀行    | 464      |
| 明治安田生命保険相互会社 | 6        |

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,529,114株
- ③ 株主数 886名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                | 持株数     | 持株比率  |
|--------------------|---------|-------|
| 株式会社ファミリー商事        | 1,551千株 | 27.7% |
| ファミリー従業員持株会        | 466千株   | 8.3%  |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社   | 386千株   | 6.9%  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 311千株   | 5.6%  |
| 株式会社千葉銀行           | 234千株   | 4.2%  |
| 西條善内               | 200千株   | 3.6%  |
| 吉岡裕之               | 195千株   | 3.5%  |
| 西條清子               | 188千株   | 3.4%  |
| 株式会社ジャックス          | 181千株   | 3.2%  |
| 株式会社オリエントコーポレーション  | 105千株   | 1.9%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を924,897株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2019年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名      | 担当及び重要な兼職の様況                   |
|----------|---------|--------------------------------|
| 代表取締役会長  | 西 條 徳 三 |                                |
| 代表取締役社長  | 湯 浅 茂 弘 |                                |
| 専務取締役    | 清 水 貴 志 | 管理本部長                          |
| 専務取締役    | 富 田 啓 充 | 営業本部長                          |
| 取締役      | 木 村 義 壮 | あいおいニッセイ同和損害保険(株)<br>東京自動車営業部長 |
| 常勤監査役    | 江 南 悌 信 |                                |
| 監査役      | 秦 康 夫   | (株)ハイパーワークス代表取締役社長             |
| 監査役      | 森 雅 俊   |                                |

- (注) 1. 取締役 木村義壮氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役 秦康夫氏及び監査役 森雅俊氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役 森雅俊氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
 4. 2018年6月22日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、取締役 西條善内氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社ファミリー商事代表取締役でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定めを設けておりますが、現在のところ社外取締役及び各社外監査役との間で当該契約は締結しておりません。

### (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

#### ①当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 支給人員     | 支給額              |
|------------------|----------|------------------|
| 取締役              | 5名       | 54,929千円         |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 2<br>(1) | 7,119<br>(1,800) |
| 合計               | 7        | 62,049           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月21日開催の第40回定時株主総会において年額70,000千円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2013年6月21日開催の第40回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額2,679千円（取締役4名に対し2,519千円、監査役1名に対し159千円）
4. 支給人員は、無報酬の社外取締役1名、社外監査役1名を除いております。

#### ②当事業年度において支払った役員退職慰労金

2018年6月22日開催の第45回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に對して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役 1名 31,352千円

（金額には、上記①及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。）

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・社外取締役木村義壮氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の東京自動車営業部長であります。同社は当社と損害保険代理店委託契約及び損害保険契約を締結しております。
- ・社外監査役秦康夫氏は、株式会社ハイパーワークスの代表取締役社長であります。当社は同社と取引関係がありますが主要な取引先ではありません。
- ・社外監査役森雅俊氏は当社との間に特別な利害関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                             |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 木村義壮 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち11回に出席いたしました。主に保険業界における豊富な経験と実績を活かし経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                   |
| 監査役 秦 康夫 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。自動車業界に精通していることに加え、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 森 雅俊 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に金融機関及びその関連会社での経営者の経験及び幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。         |

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 千葉第一監査法人
- (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令遵守（コンプライアンス）体制に係る規程を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。
  - ② 総務担当取締役を法令遵守担当取締役として、総務部が全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部が役職員を中心に社員教育等を行います。
  - ③ 総務部及び監査役会と連携の上、法令遵守状況を監査し、定期的にと取締役会に報告されるものとします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存します。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
法令遵守（コンプライアンス）、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとしませんが、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は総務部が行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 「職務分掌並びに職務権限規程」等の社内規程により、取締役の責任を明確にいたします。
  - ② 原則として、毎月1回以上の取締役会を開催し、経営計画に基づく月次・四半期業績管理を徹底し、迅速な意思決定と効率的な業務執行をいたします。
  - ③ 当社に影響を及ぼす重要事項については、取締役会で決定いたします。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業倫理規程」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定しております。またその徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを総括することとし使用人の教育を行っております。  
取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に総務部から状況報告を受けるとしております。  
当社は「内部通報規程」を制定し、社内においてコンプライアンス違反行為が行われている、または行われようとしていることに気がついたときは、使用人が直接情報提供を行う内部通報体制を構築しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は監査役職務の補助使用人は設置しておりませんが、必要に応じて補助使用人を置くことといたします。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助使用人の人事異動・人事評価等については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保いたします。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告します。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定するものとします。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役から職務の遂行に必要な費用の請求があった場合にはすみやかに支払うものといたします。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を開催することとしております。  
なお、監査役は、取締役会を含むすべての会議に出席できるものとします。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- ① 反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、断固として排除することを基本方針とします。
  - ② 総務部を中心に反社会的勢力に関する情報を管理するほか、警察・顧問弁護士等の専門機関と連携し情報収集を図っております。万が一、不当要求があった場合は、専門機関と連携し、組織全体ですみやかに対応する体制を整備しています。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務執行について

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。当事業年度においても16回開催し、重要な経営事項についての決定、月次業績及び各業務執行取締役が担当する職務執行状況の報告を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### (2) 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査に関する重要事項の決議、報告、協議を行っております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役との定期的な意見交換を行うことで、取締役の職務執行について確認をしております。さらに内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち意見交換を行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認するとともに、監査の有効性及び効率性を高めております。

### (3) コンプライアンス体制について

当社は3ヶ月毎に全体会議を開催し、代表取締役社長が法令遵守（コンプライアンス）の精神を繰り返し取締役及び使用人に対して伝えることで法令遵守を図っております。

### (4) リスク管理体制について

各部門から潜在的なものを含めたリスク項目を抽出し、取締役会において代表取締役社長へ報告し対応を検討しております。また弁護士を含む外部のアドバイザーの意見を聴取し、監査法人との意見交換を行うなど、外部の専門家との連携により、経営判断を補強しております。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,336,420</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>3,702,302</b>  |
| 現金及び預金          | 769,783           | 買掛金             | 379,614           |
| 売掛金             | 551,521           | 短期借入金           | 1,900,000         |
| 商品              | 2,666,246         | 1年内返済予定長期借入金    | 518,340           |
| 部品及び用品          | 111,081           | リース債務           | 81,070            |
| 貯蔵品             | 6,795             | 未払金             | 124,575           |
| 販売用不動産          | 13,041            | 未払費用            | 103,322           |
| 前渡金             | 14,531            | 未払法人税等          | 161,688           |
| 前払費用            | 28,017            | 未払消費税等          | 62,826            |
| 未収入金            | 156,536           | 前受金             | 334,301           |
| その他             | 18,865            | 賞与引当金           | 11,751            |
|                 |                   | その他             | 24,812            |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,147,613</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>2,208,075</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,890,044</b>  | 長期借入金           | 1,953,892         |
| 建物              | 1,939,426         | リース債務           | 90,901            |
| 構築物             | 56,528            | 役員退職慰労引当金       | 14,781            |
| 機械及び装置          | 263,726           | 資産除去債務          | 7,710             |
| 車両運搬具           | 687               | 繰延税金負債          | 3,684             |
| 工具、器具及び備品       | 29,009            | その他             | 137,103           |
| 賃貸不動産           | 2,389,247         | <b>負債合計</b>     | <b>5,910,377</b>  |
| 貸与資産            | 106,333           | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 土地              | 3,102,949         | <b>株主資本</b>     | <b>6,571,383</b>  |
| 建設仮勘定           | 2,136             | 資本金             | 1,387,297         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,439</b>     | 資本剰余金           | 815,014           |
| ソフトウェア          | 569               | 資本準備金           | 348,297           |
| 電話加入権           | 6,757             | その他資本剰余金        | 466,717           |
| 施設利用権           | 6,112             | <b>利益剰余金</b>    | <b>4,569,931</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>244,129</b>    | その他利益剰余金        | 4,569,931         |
| 投資有価証券          | 62,085            | 特別償却準備金         | 45,208            |
| 差入保証金           | 83,280            | 繰越利益剰余金         | 4,524,722         |
| その他             | 98,762            | <b>自己株式</b>     | <b>△200,860</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | 2,272             |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,484,033</b> | その他有価証券評価差額金    | 2,272             |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>6,573,656</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>12,484,033</b> |

## 損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |                  |
|-----------------|---------|------------------|
| 売上高             |         | 14,375,072       |
| 売上原価            |         | 12,068,104       |
| <b>売上総利益</b>    |         | <b>2,306,968</b> |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,508,917        |
| <b>営業利益</b>     |         | <b>798,050</b>   |
| 営業外収益           |         |                  |
| 受取利息及び配当金       | 5,936   |                  |
| その他             | 5,563   | 11,499           |
| 営業外費用           |         |                  |
| 支払利息            | 12,972  |                  |
| その他             | 50      | 13,022           |
| <b>経常利益</b>     |         | <b>796,527</b>   |
| 特別損失            |         |                  |
| 固定資産除却損         | 21,205  |                  |
| 保険解約損           | 12,245  | 33,451           |
| <b>税引前当期純利益</b> |         | <b>763,076</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 244,095 |                  |
| 法人税等調整額         | △4,593  | 239,502          |
| <b>当期純利益</b>    |         | <b>523,574</b>   |

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                                      |         |           |           |           |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                                      |         | 利 益 剰 余 金 |           |           |
|                         |           | 資本準備金     | そ<br>の<br>他<br>資<br>本<br>剰<br>余<br>金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計   |
|                         |           |           |                                      | 特別償却準備金 | 繰越利益剰余金   |           |           |
| 当期首残高                   | 1,387,297 | 348,297   | 466,717                              | 815,014 | 90,417    | 4,006,377 | 4,096,795 |
| 当期変動額                   |           |           |                                      |         |           |           |           |
| 剰余金の配当                  |           |           |                                      |         |           | △50,438   | △50,438   |
| 特別償却準備金の取崩              |           |           |                                      |         | △45,208   | 45,208    | -         |
| 当期純利益                   |           |           |                                      |         |           | 523,574   | 523,574   |
| 自己株式の取得                 |           |           |                                      |         |           |           |           |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額(純額) |           |           |                                      |         |           |           |           |
| 当期変動額合計                 | -         | -         | -                                    | -       | △45,208   | 518,345   | 473,136   |
| 当期末残高                   | 1,387,297 | 348,297   | 466,717                              | 815,014 | 45,208    | 4,524,722 | 4,569,931 |

|                         | 株主資本     |           | 評価・換算差額等         |                        | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式  | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当期首残高                   | △200,850 | 6,098,256 | 20,419           | 20,419                 | 6,118,675 |
| 当期変動額                   |          |           |                  |                        |           |
| 剰余金の配当                  |          | △50,438   |                  |                        | △50,438   |
| 特別償却準備金の取崩              |          | -         |                  |                        | -         |
| 当期純利益                   |          | 523,574   |                  |                        | 523,574   |
| 自己株式の取得                 | △9       | △9        |                  |                        | △9        |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額(純額) |          |           | △18,146          | △18,146                | △18,146   |
| 当期変動額合計                 | △9       | 473,126   | △18,146          | △18,146                | 454,980   |
| 当期末残高                   | △200,860 | 6,571,383 | 2,272            | 2,272                  | 6,573,656 |

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

### ② たな卸資産

- ・ 商 品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 部品及び用品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

- ・ リース資産以外の有形固定資産 定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 15～50年 |
| 機械及び装置 | 8～17年  |
| 賃貸不動産  | 15～50年 |

- ・ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### ② 無形固定資産

- ・ ソフトウェア（自社利用分） 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・ その他 定額法によっております。

#### ③ 長期前払費用

均等償却しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度は一般債権についての貸倒実績がなく、また、貸倒懸念債権等特定の債権については回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込相当額を計上しております。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税額等は、発生年度の費用として処理しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 建物              | 1,883,046千円 |
| 賃貸不動産           | 1,461,095千円 |
| 土地              | 3,359,534千円 |
| 投資有価証券          | 20,425千円    |
| 計               | 6,724,102千円 |
| 上記に対する債務        |             |
| 短期借入金           | 1,900,000千円 |
| 長期借入金（含1年内返済予定） | 2,465,432千円 |
| 計               | 4,365,432千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,472,668千円

### 5. 損益計算書に関する注記

#### (1) 販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 161,252千円

#### (2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,320千円

販売費及び一般管理費 7,296千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 6,529,114株 | －株         | －株         | 6,529,114株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 924,877株   | 20株        | －株         | 924,897株  |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2018年6月22日開催の第45回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 50,438千円
- ・1株当たり配当額 9円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月25日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2019年6月21日開催の第46回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 56,042千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月24日

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

|               |            |
|---------------|------------|
| 繰延税金資産        |            |
| 未払事業税         | 9,121千円    |
| 未払事業所税        | 2,435千円    |
| 賞与引当金否認額      | 3,579千円    |
| 販売用不動産評価損否認額  | 309,575千円  |
| 一括償却資産償却限度超過額 | 997千円      |
| 減損損失否認額       | 3,665千円    |
| 役員退職慰労引当金否認額  | 4,502千円    |
| 資産除去債務否認額     | 2,618千円    |
| 投資有価証券否認額     | 4,141千円    |
| その他           | 9,778千円    |
| 繰延税金資産小計      | 350,415千円  |
| 評価性引当額        | △327,187千円 |
| 繰延税金資産合計      | 23,227千円   |
| 繰延税金負債        |            |
| その他有価証券評価差額金  | △995千円     |
| 特別償却準備金       | △19,802千円  |
| その他           | △6,114千円   |
| 繰延税金負債合計      | △26,912千円  |
| 繰延税金負債の純額     | △3,684千円   |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金は顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日であり、また、未払法人税等及び前受金のほとんどについては1年以内に決済される予定のものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引や設備投資に係る資金調達であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に基づき営業債権について各部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、債権の回収に努めております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、経理部において定期的に時価を把握しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認めるものは、次表に含まれておりません（下記（注2）参照）。

|              | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|--------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金   | 769,783          | 769,783     | —           |
| (2) 売掛金      | 551,521          | 551,521     | —           |
| (3) 未収入金     | 156,536          | 156,536     | —           |
| (4) 投資有価証券   | 62,085           | 62,085      | —           |
| 資産計          | 1,539,927        | 1,539,927   | —           |
| (1) 買掛金      | 379,614          | 379,614     | —           |
| (2) 短期借入金    | 1,900,000        | 1,900,000   | —           |
| (3) 未払金      | 124,575          | 124,575     | —           |
| (4) 未払法人税等   | 161,688          | 161,688     | —           |
| (5) 前受金      | 334,301          | 334,301     | —           |
| (6) 長期借入金(※) | 2,472,232        | 2,447,117   | △25,114     |
| 負債計          | 5,372,411        | 5,347,296   | △25,114     |

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

|                          | 種類 | 取得原価<br>(千円) | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------------------|----|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 37,953       | 46,200           | 8,246      |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | 20,863       | 15,885           | △4,977     |
| 合計                       |    | 58,817       | 62,085           | 3,268      |

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 差入保証金 | 83,280千円 |

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には記載しておりません。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年内<br>(千円) | 1年超5年内<br>(千円) | 5年超10年内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|-------------|----------------|-----------------|--------------|
| 現金及び預金 | 769,783     | —              | —               | —            |
| 売掛金    | 551,521     | —              | —               | —            |
| 未収入金   | 156,536     | —              | —               | —            |
| 合計     | 1,477,841   | —              | —               | —            |

## (注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|          | 1年内<br>(千円) | 1年超2年内<br>(千円) | 2年超3年内<br>(千円) | 3年超4年内<br>(千円) | 4年超5年内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|----------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| 短期借入金    | 1,900,000   | —              | —              | —              | —              | —           |
| 長期借入金(※) | 518,340     | 334,808        | 312,874        | 311,208        | 200,602        | 794,400     |
| 合計       | 2,418,340   | 334,808        | 312,874        | 311,208        | 200,602        | 794,400     |

(※) 1年以内に返済予定のものを含んでおります。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、千葉市やその他の地域において、賃貸収入を得ることを目的として賃貸住宅や賃貸用のオフィスビル、ビジネスホテル（土地を含む）を所有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は181,715千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

| 貸借対照表計上額    |           |             | 期末時価        |
|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 期首残高        | 期中増減額     | 期末残高        |             |
| 2,727,651千円 | △58,057千円 | 2,669,594千円 | 2,606,464千円 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 期中増減額のうち、主な増加は土地の用途変更による振替額（3,071千円）であり、主な減少額は減価償却費（61,128千円）であります。  
 3. 期末時価は、主として路線価格、固定資産税評価額及び適正な帳簿価額に基づいて算定した金額であります。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類            | 氏名   | 住所 | 資本金<br>(千円) | 事業<br>内<br>又<br>職 | 議決権等<br>の<br>所<br>有<br>の<br>割<br>合<br>(%) | 関係内容                   |                   | 取引の内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|---------------|------|----|-------------|-------------------|-------------------------------------------|------------------------|-------------------|--------------------------|--------------|----|--------------|
|               |      |    |             |                   |                                           | 役員<br>兼<br>任<br>の<br>等 | 事業<br>上<br>関<br>係 |                          |              |    |              |
| 役員及び<br>その近親者 | 湯浅茂弘 | -  | -           | 当代表取締役            | 被所有<br>直接<br>0.5                          | -                      | -                 | 当社の仕入債務<br>に対する債務被<br>保証 | 189,204      | -  | -            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の仕入債務に対して、代表取締役湯浅茂弘氏が個人として債務保証を行っております。なお、債務保証に関する代表取締役湯浅茂弘氏への保証料の支払いはありません。
2. 上記取引金額には消費税等は含んでおりません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,172円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 93円42銭    |

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社ファミリー  
取締役会 御中

千葉第一監査法人  
代表社員 公認会計士 本橋 雄一 ㊟  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 林 広隆 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファミリーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月30日

株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー 監 査 役 会

常勤監査役 江 南 悌 信 ㊟

社外監査役 秦 康 夫 ㊟

社外監査役 森 雅 俊 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は56,042,170円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になったことから、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても責任限定契約を締結することにより期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第30条(取締役の責任免除)および第41条(監査役の責任免除)の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条～第29条 (条文省略)<br/>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。</u></p> <p>第31条～第40条 (条文省略)<br/>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。</u></p> <p>第42条～第49条 (条文省略)</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第30条 (現行どおり)<br/>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で同法第423条第1項に定める取締役の責任について、<u>同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第32条～第41条 (現行どおり)<br/>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第43条～第50条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | さい じょう とく ぞう<br>西 條 徳 三<br>(1935年3月5日生) | 1973年7月 当社を設立、代表取締役社長<br>1986年7月 当社営業本部長<br>2018年6月 当社代表取締役会長(現任)                                                                                           | 98,500株    |
| 2     | ゆ あさ しげ ひろ<br>湯 浅 茂 弘<br>(1968年9月7日生)   | 1991年4月 当社入社<br>2001年6月 当社取締役総務部長<br>2006年6月 当社常務取締役<br>2015年4月 当社専務取締役<br>2018年6月 当社代表取締役社長(現任)                                                            | 28,000株    |
| 3     | し みづ たか し<br>清 水 貴 志<br>(1960年6月10日生)   | 1983年4月 共栄火災海上保険相互会社（現共栄火災海上保険株式会社）入社<br>1994年6月 当社監査役<br>2012年4月 共栄火災海上保険株式会社本店営業部副部長<br>2013年6月 当社常務取締役経理部長<br>2018年6月 当社専務取締役管理本部長(現任)                   | 9,000株     |
| 4     | とみ た ひろ みち<br>富 田 啓 充<br>(1961年9月24日生)  | 1989年6月 日商岩井自動車販売株式会社（現プジョー・シトロエン東京株式会社）入社<br>2004年7月 同社営業本部統括部長<br>2008年1月 当社入社、営業部長<br>2009年6月 当社取締役<br>2015年4月 当社常務取締役営業副本部長<br>2018年6月 当社専務取締役営業本部長(現任) | 9,000株     |

| 候補者番号 | ふり が な<br>氏 (生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | ※<br>しの はら かつ あき<br>篠 原 勝 章<br>(1968年6月14日生) | 1991年4月 安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社<br>2007年7月 同社名古屋支店名古屋東支社長<br>2012年4月 同社営業企画部企画グループリーダー<br>2016年4月 同社愛媛支店長<br>2019年4月 同社千葉自動車営業部長(現任) | —          |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 篠原勝章氏は、社外取締役候補者であります。
4. 篠原勝章氏を社外取締役候補者とした理由は保険業界における豊富な経験及び知見を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 篠原勝章氏が取締役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役森雅俊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※<br>鈴木昌広<br>(1958年1月16日生) | 1982年4月 株式会社千葉銀行入行<br>2012年6月 同行執行役員船橋支店長<br>2014年6月 東方地所株式会社常務取締役<br>2017年6月 ちばぎん保証株式会社常務取締役(現任) | —          |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 鈴木昌広氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木昌広氏は、社外監査役候補者であります。
4. 鈴木昌広氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 金融機関及びその関連会社での経営者の経験および幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであり、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 鈴木昌広氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 鈴木昌広氏が監査役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

以上

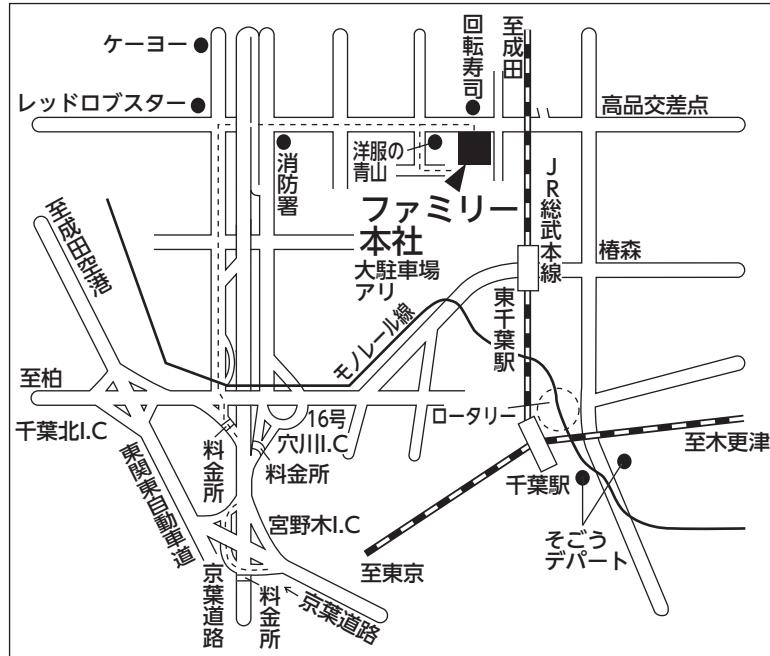






## 株主総会会場ご案内図

会場 千葉県千葉市中央区東千葉2丁目8番15号  
株式会社ファミリー本社（3階）会議室  
TEL 043 (284) 1111 (代)



### 【交通のご案内】

#### ■電車ご利用の場合

- J R 総武線（東京駅より快速45分）千葉駅下車
  - ・ タクシー5分
  - ・ バス10分（みつわ台車庫行…高品第2公園下車、進行方向へ約50m）
- J R 総武本線東千葉駅下車
  - ・ 徒歩15分

#### ■お車ご利用の場合

- 東関東自動車道・京葉道路利用
  - ・ 穴川I.C.から約1km（約5分）
- 当社駐車場をご利用ください。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。